

# 一般社団法人日本スポーツ歯科医学会利益相反に関する規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会（以下「本会」という。）における利益相反（conflict of interest: COI）に関し、必要な事項を定めるものである。ただし、雑誌「スポーツ歯学」、ならびに、国際誌「International Journal of Sports Dentistry」（以下「学会誌」とする）については別途定める。

2 本会は事業遂行に関する利益相反について、適切に管理を行う。また、必要に応じて開示することによって社会に対する説明責任を果たすものとする。

## (利益相反の状況を申告すべき対象者)

第2条 自らの利益相反に関する状況を申告すべき対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本会の理事長を含む理事、監事、学術大会長、各種委員会（ワーキンググループを含む）委員長、利益相反委員会および倫理委員会委員、ならびに、その他理事会が必要と認めた者
- (2) 本会の学術大会、認定研修会等で発表する者（共同発表者、非会員を含む）
- (3) 本会が発行する学会誌以外の印刷物、ホームページで発表する者（共同発表者、非会員を含む）

## (役員等の利益相反状況申告書の提出)

第3条 前条に掲げる対象者のうち、(1) に定める者（以下「役員等」という）は、自らの利益相反に関する状況について「利益相反状況申告書（1）」に記載の上、理事長に提出しなければならない。提出は就任日から1ヶ月以内とし、就任1年後に再度提出を求めるものとする。ただし、申告内容に変更がない場合には、就任1年後の提出は要しない。なお、1年毎の提出時期以外であっても、任期中に本会活動に関わる利益相反状態が新たに発生した場合には、修正申告を随時提出することができる。

- 2 役員等が自らの勤務先において既に利益相反に関する状況を定期的に申告して管理されている場合は、「利益相反状況申告書（2）」を理事長に提出することをもって前項にかえることができる。
- 3 「利益相反状況申告書（1）」は、役員等に就任する際に、就任日から遡って過去1年間の利益相反に関する状況を記載して提出する。
- 4 「利益相反状況申告書（2）」を提出した者が、その後に勤務先の申告書を本会に提出する必要が生じた際には、直近に勤務先に提出した情報を提出するものとする。

## (役員等の就任時に申告すべき事項)

第4条 役員等が申告すべき事項は次の通りとする。

- (1) 企業、法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職に就いている場合。ただし、一つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上の場合に限る。
- (2) 本会活動に関連したエクイティを所有している場合。なお、エクイティとは、株式・出資金・ストックオプション・受益権・転換社債等をいう。ただし、株式の保有については、一つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総額）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5パーセント以上を保有する場合に限る。
- (3) 特許権等に基づく収入を得ている場合。なお、特許権等とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路設置利用権、プログラムの著作権等を含む。ただし、一つの権利使用料が年間100万円以上の場合に限る。
- (4) 自らの主たる給与が勤務先の経常費以外から支出されている場合。
- (5) 企業や営利を目的とした団体等から金銭的支援（受託研究費、共同研究費、臨床試験、寄付講座、奨学寄付金等）を受けている場合。ただし、一つの企業・団体から総額で年間200万円以上受領している場合に限る。
- (6) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対して支払われた日当や講演料などの報酬、または、パンフレットなどの執筆に対して支払われた原稿料がある場合。ただし、1つの企業・団体から年間50万円以上受領した場合に限る。
- (7) その他、第三者からみて、利益相反状態を指摘される可能性があると考えられる事項。例えば、本会活動とは無関係な旅行や贈答品の受領などが該当する。ただし、一つの企業や団体等から受けた報酬が年間5万円以上のものに限る。

## (学術大会、認定研修会等における発表時の開示方法)

第5条 本会の学術大会、認定研修会等で発表する際、第2条の(2)に定める者全員を対象として、演題登録時から遡って過去1年間にその発表内容に関わる利益相反状態として開示すべき事項がある場合には、その内容を原則として演題登録時に申告し、抄録集への掲載をもって開示するものとする。開示すべき事項がない場合はその旨を記載する。演題登録以降発表当日までに変更があった場合には、その内容を発表時に使用するスライドまたはポスターに記載する等の方法で開示する。

2 前項で定める開示は、共同発表者全員の情報をとりまとめて発表代表者が行うものとする。

#### (本会ホームページ等への投稿時の開示方法)

第6条 本会が発行する学会誌以外の発行物、及び、本会ホームページに記事等を投稿する際、第2条の(3)に定める者全員を対象として、投稿時から遡って過去1年間にその記事内容に関わる利益相反状態として開示すべき事項がある場合には、記事等の中にその内容を記載して開示する。開示すべき事項がない場合はその旨を記載する。

(学術大会、認定研修会等における発表時、および、学会誌以外の発行物・本会ホームページ等に投稿する時に開示すべき事項)

第7条 第2条の(2)、および、(3)に定める者が、第5条、および、第6条に従って開示すべき事項は、第4条に定める事項のうち、該当する発表や投稿記事等の内容に関わるものに限るものとする。

#### (申告書及び情報の取り扱い)

第8条 提出された利益相反状況申告書は、厳封の上で任期終了後2年間、本会事務局において保管する。

2 申告された情報は、特定の利益相反状態に係る問題につき、社会一般からの信頼を保持すべく本会が説明責任を果たすべき状況が生じた場合にのみ、理事会の承認の下、秘密保護の誓約書に署名の上、原則として理事長、及び、利益相反委員会委員に対してのみ開示される。なお、委員会構成については別に定める。

3 利益相反委員会は、前項で開示された申告書の情報をもとに審議を行い、その結果を理事長に報告する。

#### (違反者への措置)

第9条 本規程に違反した可能性がある場合、利益相反委員会は必要な調査と聴聞を行い、理事会へ答申する。理事会は利益相反委員会からの答申を受けて、当該対象者への措置を決定する。

2 前項において、理事及び利益相反委員会の委員が当該対象者である時、その者は審議、諮問、答申等に関与してはならない。

#### (不服申立)

第10条 前条の措置を受けた者は本会に対し、30日以内に不服申立を行うことができる。

2 不服申立の審査請求を受けた場合には、理事長は不服申立審査委員会（理事長の指名する本会会員若干名と外部委員1名以上により構成される）を設置する。委員長は委員の互選で決めることとし、利益相反委員は審査委員会委員を兼務することはできない。審査委員会は審査請求を受けてから30日以内に委員会を開催し、審査して、その答申書を審査請求受領後2ヶ月以内に理事長に提出する。

#### (規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、社員総会の決議により行い、会員に報告する。

#### 附則

1. 本規程は平成28年4月1日から施行する。
2. 施行日から2年間を試験的施行期間とし、その後に正式に施行する。試験期間中の本規程違反者に対する措置は行わない。